

2014年秋号

# 仙台市 農政だより



発行 仙台市経済局農林部(農政企画課、東部農業復興室、農業振興課、農林土木課)  
 テレホン 022-214-8265(農政企画課) FAX 022-214-8338  
 ホームページ [http://www.city.sendai.jp/business/d/keizai\\_03.html](http://www.city.sendai.jp/business/d/keizai_03.html)  
 メール kei008110@city.sendai.jp(農政企画課)

## 秋晴れのもと

## 市長が西部地域の農業視察を行いました

9月27日(土)に、市西部地域などにおいて、農家レストランをはじめとする6次産業化や農業振興と地域の活性化を目指す取り組みを奥山市長が視察しました。

はじめに、太白区柳生地区の株ベジランド佐藤を訪問しました。生産した農産物は、隣接する農家レストランに、食材としても提供



トマトのハウスを視察(太白区柳生)

しています。ハウスの中玉トマトを試食した際には、甘くてみずみずしいと話していました。

次に訪問した同区秋保町境野地区では、稲刈りの様子を見ながら、地域が共同で行っている農地や水路の保全活動について説明を受けました。市長は、地域共同活動や鳥獣被害の状況などに熱心に耳を傾けていました。

同区秋保町湯元地区では、ワイン醸造に向けてブドウを栽培している畑を訪れ、今後の醸造計画などについて説明を受けました。順調に生育しているブドウを見て、「仙台では地域ブランドのワインは珍しいので、今後が楽しみですね」と話していました。

最後に、秋保温泉に程近い茂庭地区に今年7月2日にオープンした秋保ヴィレッジに向かいました。多くの来店者で賑わう農産物直売所で、生産者の方から直売への取り組みなどのお話を伺いました。



ブドウの生育状況の説明を受ける(太白区秋保町)

【農政企画課企画調整係】

## 六本木ヒルズで 福刈りイベントを 実施しました!



稻刈りを体験する参加者

首都圏における仙台・宮城産農林水産物のブランド化や消費拡大の推進を図るため、情報発信拠点である六本木ヒルズと連携し、1年を通じて様々なイベントを行っています。これまで

も六本木ヒルズ屋上庭園にある2つの水田や畑を用いて、5月には県内で広く栽培されている「ひとめぼれ」と「みやこがねもち」の田植え、8月には枝豆の収穫体験を実施してきました。

そして9月には稲刈りを行いました。当時は140人を超え

る方が参加し、鎌での稲刈りやはせ掛け、足踏み脱穀機での脱穀など昔ながらの農作業を体験して頂きました。

年明けの1月には、今回収穫したもち米を使って餅つきを行

うなど仙台・宮城産の農林水産物をPRしていきます。

【農政企画課企画調整係

214-8265

## 仙台市からのお知らせ

### 一複式簿記(基礎)講習会開催

初めての方にもわかりやすい複式簿記(基礎)講習会を開催します。

◆日時 12月1日(月)～3日(水)  
13時～16時

※3日間通じでの受講となります。

◆会場 J A仙台本店3階

第2会議室

◆講師 吉田徹税理士行政書士  
事務所 代表 吉田 徹 氏

◆締切 11月25日(火)

参加を希望される方は左記までお申し込みください。

【農業委員会事務局事務課  
振興係 214-4353】

## 加工技術セミナーを開催します

市内農業者の方を対象として、

農産物加工についてのセミナーを開催します。

### ◆開催日程及び内容

農業振興課農商工連携推進室

内容の詳細は、株パソナ(080-9448-1589)に、

「加工セミナーについて」とお問い合わせください。

催日の1週間前まで

◆募集期間 11月17日(月)から開

◆持ち物 エプロン、三角巾、メモ帳、筆記用具等

◆時間 13時～15時

コース名	開催日	実習内容
和菓子 コース	12月 9日(火)・10日(水)	・どらやき・きんつば
	2月 4日(水)・5日(木)	・さつまいもの甘納豆風 ・さつまいもかりんとう
米加工 コース	1月14日(水)・15日(木)	・せんべい・ういろう
	2月25日(水)・26日(木)	・米粉の中華まん ・ぼたもち
スイーツ コース	1月28日(水)・29日(木)	・ごまみそクッキー ・ほうれん草のマフィン
	3月 4日(水)・5日(木)	・人参ケーキ ・あんドーナツ

## 耕作放棄地の発生防止に努め、大切な農地を守りましょう

耕作放棄地は、病害虫や鳥獸被害発生の温床になりやすく、また、産業廃棄物等の不法投棄場所になるおそれがあるなど、周辺農地にも悪影響を及ぼします。定期的に草刈りを行うなど、農地の保全管理に努めましょう。耕作放棄地の再生利用に関して、国の支援制度も紹介していますので、お気軽にご相談ください。

※各コース両日とも同じメニューを実習します。全ての回に参加する必要はありません。

【農政企画課農地保全係  
214-8334】

## 一 農地の貸借について

### ○ 農地中間管理事業を活用した農地の貸借の申し込みについて

農地中間管理事業では、農地中間管理機関である（公社）みやぎ農業振興公社が、農地の貸付希望者から農地を借り受け、

農地の集積に配慮して、地域の担い手へ農地の貸し付けを行い

離農や規模縮小を希望している方、農地を貸したいが貸付先が見つからない方は、機構を活用することで農地を貸し付けることができ、農地の集積にもつながります。

また、機構を活用し農地の貸し付け等を行った場合、要件を満たす対象者には補助金が交付されます。

◆ 対象地域 興地域内  
◆ 貸付期間 原則10年以上  
◆ 注意事項 ① 農地として利用が著しく困難な農地は、機構で借り受けない場合があります。

- ② 借受希望者が見つかった後、農地の権利設定を行います。

- ③ 手数料（貸借料の1%）がかかります。

農地の貸借には、中間管理事務の他、JA仙台や農業委員会で手続きを行う利用権設定があります。

機関を活用した農地の貸し付けをお考えの方は、左記までご相談ください。

・ JA仙台営農企画課  
236-2413  
・ JA仙台中央営農センター  
289-2914  
・ JA仙台西部営農センター  
391-0150

【農業振興課生産振興係】  
214-8335

### ◆ 要件 市街化区域以外の農地で、契約期間は3年以上（期間満了時の離作料は不要）

- ① 平成27年4月1日設定分  
平成26年12月12日（金）
- ② 平成27年4月15日設定分  
平成27年1月15日（木）

※ JA仙台でも利用権設定を行っています。  
【農業委員会事務局事務課農地係】  
214-4340  
【農業振興課生産振興係】  
214-8335

### ◆ 要件 市街化区域以外の農地で、契約期間は3年以上（期間満了時の離作料は不要）

- ① 平成27年4月1日設定分  
平成26年12月12日（金）
- ② 平成27年4月15日設定分  
平成27年1月15日（木）

お願いします。

◆ 連絡先 株ライズ  
086-295-1179

◆ 連絡先 株ライズ  
086-295-1179

◆ 連絡先 株ライズ  
086-295-1179

## 「ここでちかん」マークの版代を助成します

仙台市内産野菜を消費者にPRするため、せんだい産農産物表示マーク「ここでちかん」の野菜包装袋や野菜加工品の包装紙等への印刷を推進しています。



印刷版代の助成（1版あたり上限4万円、最大3版まで）を行っていますので、希望される方は、左記までお問い合わせください。

印刷版代の助成（1版あたり上限4万円、最大3版まで）を行っていますので、希望される方は、左記までお問い合わせください。

印刷版代の助成（1版あたり上限4万円、最大3版まで）を行っていますので、希望される方は、左記までお問い合わせください。

◆ 対象地域 仙台市内の農業振興地域内  
◆ 貸付期間 原則10年以上  
◆ 注意事項 ① 農地として利用が著しく困難な農地は、機構で借り受けない場合があります。

農地所有者の方は、固定資産税課税明細書の写しが必要です。

※ 株ライズの「駆除雷5発」（2

【農業振興課農商工連携推進室】  
214-8266

## 米価下落に対する緊急支援 対策を実施します

平成26年産米の概算金が、昨年に比べ大幅に引き下げられ、農業者の生活や営農継続への支障等が懸念されています。

市では、農業者の経営の安定を図るための支援策として、JA仙台と連携し、市内の稻作農業者が営農の継続に必要な資金をJAから借りる場合に実質無利子となるよう利子補給を行います。

### ◆対象 JA仙台から融資を受ける市内の稻作農業者

◆申込期間 10月15日(水)～12月30日(火)

### ◆助成内容 (1)貸付限度額 稲作付面積10haあたり15,000円、上限300万円

(2)利子 実質無利子  
①JA仙台への米出荷者  
JA仙台の貸付利率0.5%、市利子補給0.5%

②JA仙台以外への米出荷者  
JA仙台の貸付利率2.3%、5%、市利子補給2.35%

### 【農業振興課生産振興係】

214-8335

## 認定農業者になりませんか

認定農業者とは、自らの農業の5年後の目標やその達成に向けた取組等を内容とした「農業経営改善計画」を作成し、市の基準を達成する見込みがあると認定を受けた農業者などをいいます。

### ◆認定農業者の主なメリット

・貸付限度額 稲作付面積10haあたり15,000円、上限300万円

・利子 実質無利子  
①JA仙台への米出荷者  
JA仙台の貸付利率0.5%、市利子補給0.5%

②JA仙台以外への米出荷者  
JA仙台の貸付利率2.3%、5%、市利子補給2.35%

### 【農業振興課生産振興係】

214-8335

## 青年等就農計画の認定が始められます

従来、県が行っていた新規就農計画の認定に代わり、平成26年10月から、仙台市内で就農する方を対象に、青年等就農計画の認定を受けた農業者などをいいます。

農計画の認定に代わり、平成26年10月から、仙台市内で就農する方を対象に、青年等就農計画の認定を受けた農業者などをいいます。就農後の5年間の農業経営の計画を作成し、計画が認定されると、認定新規就農者として様々な支援策を受けることができます。

### ◆対象者 本市区域内での就農を希望する、または就農後5年以内で、次のいずれかに該当する青年等。

①青年(18歳以上45歳未満)  
②特定の知識・技能を有する中高年者(65歳未満)

### 【農業振興課生産振興係】

214-8335

## 津波被災地域へのパイプハウス設置を支援します

野菜・花きパイプハウス緊急設置費用助成を実施しています。

◆対象者 営農集団・認定農業者・工コファーマー

◆助成内容 事業者の1/2以内、1haあたり2,650円限度内、希望される方は平成27年1月30日(金)までにご相談ください。

①東部農業復興室復興支援係  
214-7327

- (3)貸付期間 6年以内(据置1年)
- (4)その他 保証人1名が必要です。(2)の(2)に該当する方は、保証人は必要ありませんが、農業信用基金協会の保証料分の負担が発生します。

金により補てんされる制度で、認定農業者、認定新規就農者、集落営農が加入できます。

- ◆支援策
  - ①青年就農給付金(経営開始型)
  - ②青年等就農資金(無利子融資)
  - ③ナラシ対策への加入
  - ④農地中間管理事業による農地の借り受け
- (3)前記①②の者が役員の過半数を占める法人

策の加入等のメリットを受けるため、認定農業者になることを検討されている方は、左記までご連絡ください。

### 【農業振興課生産振興係】

214-8335

## 津波被災地域へのパイプハウス設置を支援します

野菜・花きパイプハウス緊急設置費用助成を実施しています。

◆対象者 営農集団・認定農業者・工コファーマー

◆助成内容 事業者の1/2以内、1haあたり2,650円限度内、希望される方は平成27年1月30日(金)までにご相談ください。

①東部農業復興室復興支援係  
214-7327